

はじめに

1 本書の目的

本増刊号（以下「本書」という）は、金融機関の役職員を対象としたコンプライアンス（法令等遵守）の入門書である。本書にいう「金融機関」には、預金受入金融機関を指し、銀行のみならず信用金庫、信用組合、労働金庫、農漁業協同組合等の協同組織金融機関も含む。

本書では、金融機関に勤務する役職員がコンプライアンスについて基礎から体系的に学ぶことができるよう、コンプライアンスの意義、コンプライアンス態勢および基本的なコンプライアンス項目について、できる限りわかりやすく解説する。

コンプライアンスとは、法令、自主規制機関の規則、内部規程その他の社会規範を遵守することをいう。金融機関を含む企業が法令等を遵守すべきことはいうまでもない。しかし、金融機関は、顧客からの信用・信頼を基礎として預金を受け入れ、その資金を社会に供給するという公共性の高い役割を担っており、その業務の健全かつ適切な運営が強く求められる。近年、金融機関において不祥事が明るみになることが少なくなく、その業務への影響は計り知れない。そのため、一般の事業会社にも増して、実効性のあるコンプライアンス態勢を構築・運用することが重要である。

金融機関におけるコンプライアンスについては、従前、金融庁が公表していた「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（金融検査マニュアル）においてコンプライアンス態勢が金融検査の重点項目の一つとされていたことから、同マニュアルをチェックリストとして活用して態勢整備がなされてきた。

確かに、金融検査マニュアルは、金融機関にコンプライアンス態勢を定着させるうえで大きな役割を果たしたことは疑いない。しかし、反面、コンプライアンスは、経営陣や事業部門が主体的に取り組むべき経営課題というよりも、金融検査マニュアルに基づきコンプライアンス統括部やリスク管理部門が担うべき業務として受け止められがちとなり、「やらされ感」のあるものとして認識される場面も少なくなかった。また、詳細かつ厳格な社内規程の整備や形式的な法令違反の有無の確認、個別事案ごとの再発防止策の策定などに重点が置かれ、いわゆる「コンプライアンスのためのコンプライアンス」ともいうべき傾向も一部見受けられ、「コンプラ疲れ」を招いたことも指摘されている。

こうした問題意識を踏まえ、金融庁は2018年10月、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」（コンプライアンス・リスク管理基本方針）を公表した。同基本方針のもとでは、金融検査マニュアルの廃止を前提に、従来の実務の蓄積を踏まえつつも、コンプライアンス・リスク管理の高度化を図る観点から、経営陣および事業部門が主体的な当事者意識をもち、それぞれの金融機関のビジネスモデルやリスク特性に応じた実効的なコンプライアンス態勢を創意工夫のもとで構築・運用することが求められている。

特に、近年では、DX（デジタルトランスフォーメーション）やAI（人工知能）の急速な進展を背景として、金融機関には新たな金融サービスの開発や業務改革が求められている。この

I 金融機関におけるコンプライアンス態勢の必要性

1 企業としてのコンプライアンス態勢の必要性

金融機関の役員は、一般の企業の役員と同様に、経営者として善良な管理者の注意をもって職務を遂行すべき善管注意義務を負う（会社法 330 条、民法 644 条等）。企業経営において、不祥事を起こし顧客や社会からの信頼を失えば、企業業績に重大な悪影響が生じる。また、適切にリスクを管理しながら積極的に事業を遂行しなければ、安定した収益を上げることもできない。

そのため、取締役等の役員は、善管注意義務の一環として、組織的に適切なリスク管理を行うための内部統制システムを整備・運用する責任を負い、その一環としてコンプライアンス態勢を整備する必要がある（会社法 362 条 4 項 6 号参照）。

最高裁も、一般事業会社における架空売上げの計上が問題となった事案において、取締役は、会社の規模、業種、業務内容等に応じ、通常想定される不正行為を防止し得る程度の内部管理体制を整備すべき義務を負う旨判示している（最判平成 21・7・9 金融・商事判例 1330 号 55 頁）。

さらに、金融機関が上場会社である場合には、コーポレートガバナンス・コードにおいても、取締役会は適切な内部統制やリスク管理体制を整備すべきことが求められており（同コード原則 4-4）、コンプライアンス態勢の整備の重要性は一層高まる。

2 金融機関としてのコンプライアンス態勢の整備の必要性

このようなコンプライアンス態勢の整備

は、金融機関において、とりわけ強く求められる。金融機関において法令等が遵守されず、不祥事が発生すると、その金融機関の業務の健全性が損なわれるだけでなく、金融システム全体の安定にも重大な影響を及ぼすおそれがあるからである。この点、きわめて重要であるため、以下、順を追って説明する。

金融機関は、預金として受け入れた資金を貸付けや投資に充てることによって収益を得ることを業とする。そのため、その業務は預金者からの信頼や社会的信用を基礎として成り立っている。例えば、金融機関において役員による業務上横領や背任が発覚したり、反社会的勢力との関係が明らかになった場合、預金者は、苦勞して蓄えた大切な資金をその金融機関に預け続けてもよいかと不安を抱くであろう。金融機関の業務の健全性に疑念が生じれば、預金者の信頼を失い、預金の流出を招くおそれがある。

預金が流出すると、それを原資とする新たな貸出が困難となり、信用収縮（貸出抑制）が生じる。その結果、資金調達を必要とする企業や個人に影響が及ぶだけでなく、金融機関自身の収益も悪化する。さらに、業績の悪化が新たな信用不安を招けば、預金の流出がいつそう進み、場合によっては取付け騒ぎが発生し、資金不足により経営破綻に至ることもあり得る。これは、預金については預金者から払戻しの請求があれば応じなければならない一方で、貸付金については通常一定の返済期限が設けられ、金融機関が直ちに返済を求めることができないという金融機関の業務構造に由来する。

さらに、金融機関の経営破綻は、その金融機関だけの問題にとどまらない。現代の金融

I 金融機関におけるサイバーセキュリティ対策の必要性

1 サイバーセキュリティ対策の必要性の背景

昨今、世界各国において大規模なサイバー攻撃が発生しており、こうしたサイバー攻撃の脅威は、金融システムの安定に影響を及ぼしかねない大きなリスクとなっている。また、金融機関の提供する商品・サービスの多様化・複雑化に伴い、金融機関のITシステムが巨大化・複雑化しており、特に近時は、金融機関におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展に伴うクラウドサービスの利用の浸透、外部のフィンテック企業等との連携に伴うAPIの開放、金融機関の業務におけるAI等の新たな技術の利活用、AI等を悪用した新たなサイバー攻撃の脅威など、サイバーセキュリティの観点から新たな検討を要する事由が多く生じている。

2 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた金融庁の取り組み

わが国におけるサイバーセキュリティの確保については、サイバーセキュリティ基本法において基本となる事項が定められているところ、金融機関は同法の重要社会基盤事業者指定されており、その責務として、サービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めることとされている(同法6条)。また、重要社会基盤事業に該当するか否かにかかわらず、各業法により規制される金融機関は、各業法に基づく業務の健全かつ適切な運営等の確保の一

環として、サイバーセキュリティの確保も求められる。

上記に加えて、金融庁では、2015年7月に「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を策定し、金融業界と連携して金融分野のサイバーセキュリティ管理態勢の強化に取り組んでいる(最終改訂2022年2月公表のVer.3.0)。さらに、金融庁は、近年のサイバーリスクの深刻化に対処するため、2024年10月に、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」(2025年7月に一部改正。本章では以下「ガイドライン」という)を策定し、各監督指針においても、同ガイドラインを踏まえた必要な態勢を整備しているかが監督上の着眼点として言及されることとなった。

3 金融機関におけるサイバーセキュリティ対策

金融機関の商品・サービスの多様化・複雑化とサイバー攻撃の高度化・巧妙化に伴い、金融機関に求められるサイバーセキュリティ対策は広範かつ複雑になっている。本章では、金融機関におけるサイバーセキュリティ対策の概要と基本的な対応の流れを可視化することを目的として、ガイドラインにおける【基本的な対応事項】を中心に解説する。入門書としての本書の性質上、本章で言及される内容は金融機関に求められるサイバーセキュリティ対策を網羅するものではなく、特に、昨今の金融機関のサードパーティへの依存が拡大・複雑化している状況下では、サードパーティ・リスクの管理は重要であるものの、これは専門部署で対応されるべきものであるもので、本書ではこれに触れていない。

I 顧客情報の管理

1 はじめに

金融機関が各種の業務を行うにあたり、業務運営上一般に遵守すべき法令等がある。本章では、顧客情報管理、インサイダー取引規制およびハラスメント対応を中心に、金融機関における特殊性も適宜踏まえて、業務一般に必要なコンプライアンス項目について解説する。

2 守秘義務

金融機関は、預金取引、貸付取引、その他各種の取引を通じて、顧客の資産・信用等の守秘性の高い情報を取得する。顧客は、金融機関がこれらの情報を正当な理由なく他に漏らすことはないという信頼関係に基づき金融機関と取引に入ると考えられる。

それゆえ、金融機関は、明文規定はないものの、従前より顧客に対して守秘義務を負うと解されており、判例においても、金融機関は、商慣習上または契約上、顧客に対して守秘義務を負うことが明らかにされている（最決平成19・12・11民集61巻9号3364頁）。

したがって、金融機関が、守秘義務に違反して顧客情報を漏れいした場合は、顧客に対して債務不履行に基づく損害賠償責任を負うことになる。金融機関の従業員は、守秘義務の対象となる顧客情報をみだりに外部に漏れいすることは許されない。

ところで、上記判例では、守秘義務の対象となる顧客情報を「みだりに」外部に漏れいすることは許されないとされ、正当な理由があれば、守秘義務違反にはならないと考えら

れている。具体的には、①顧客本人が同意した場合、②警察の捜査の必要がある場合、③金融機関が民事訴訟の調査嘱託の対象となった場合に、当該顧客自身が当該民事訴訟の当事者として開示義務を負うときなどがある。

3 個人情報保護法

1 個人情報保護に関する法源

金融機関は、業務上個人情報を取り扱うため、個人情報取扱事業者として、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）の規制に服する。

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいい、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できるものや個人識別符号を含むものとされている（個人情報保護法2条）。

このうち、顧客名簿や顧客管理システムなど、特定の個人の情報を容易に検索できるようデータベース等で体系的に整理されたものを構成する個人情報を「個人データ」という（同法16条3項）。個人データは、検索、複製、提供などが容易であり、漏れいや不正利用による影響も大きくなりやすいため、個人情報一般に対する規律に加え、安全管理措置や第三者提供の制限などの規律が設けられている。

個人情報取扱事業者は、個人情報保護法、同法施行令、同法施行規則のほか、個人情報保護委員会（以下「個情委」という）が公表する「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「『個人情報の保護に関す

I 取引全般

1 はじめに

金融機関は、預金、融資、為替をはじめ様々な金融取引を行っており、各取引において対応すべき固有のコンプライアンス項目があるが、各取引において共通して遵守すべきコンプライアンス項目もある。そこで、ここでは、金融機関の取引全般に共通して求められる主要なコンプライアンス上の規制および留意点について概説する。

2 マネー・ローンダリングの防止

1 マネー・ローンダリング対策の必要性

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与・拡散金融対策（以下「AML/CFT/CPF」という）は、金融システムの健全性および金融機関に対する社会的信頼を維持するための重要な課題である。犯罪によって得られた収益の隠匿や移転、テロ活動への資金供与等を防止することは、一国のみならず国際社会全体の安全と秩序の維持に関わる課題であり、各国が連携して対応すべきものとされている。

わが国においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という）がAML/CFT/CPFに関する基本的な規律を定めており、FATF（金融活動作業部会）の勧告や対日相互審査を踏まえて改正されてきた。そして、金融機関は、同法2条2項1号から38号までにおいて「特定事業者」とされ、犯収法が適用される。

2 取引時確認

特定事業者は、「特定取引」を行うに際して、顧客の氏名、住所、生年月日等を運転免許証等の公的書類の提示を求めるなどの方法により確認するとともに、自然人には取引を行う目的や職業、法人には取引を行う目的、事業内容、実質的支配者等を所定の方法で確認しなければならない（犯収法4条）。

対象となる「特定取引」には、①預金契約（口座開設）・貸金庫・保護預り等の各種契約の締結、②10万円を超える現金送金、200万円超の現金の受払い等の一見取引が含まれる（同法施行令7条、同法施行規則5条）。また、③疑わしい取引や同種の取引と態様が著しく異なる取引は、過去に取引時確認済みであったとしても、改めて取引時確認を行う必要がある（同法施行令13条2項、同法施行規則17条）。

(i)各種契約についてなりすましの疑いのある取引・本人特定事項を偽っているおそれのある取引、(ii)イラン・北朝鮮に居住または所在する顧客等との間の取引、および(iii)外国PEPs（国家元首や、首相、高位の政治家等重要な公的な機能を任されている個人）等との取引の場合は、「高リスク取引」として、より厳格な取引時確認が求められる（同法4条2項）。特に、(i)に該当する場合は、以前行った確認方法とは別の方法による取引時確認が要求される。

また、法人顧客については、法人の区分に応じた基準に従い、実質的支配者を確認する必要がある。資本多数決法人では議決権保有割合を基本として判断され、50%超の議決権を有する者がいればその者、いなければ

＜執筆者等紹介＞

【編著者】

●藤池 智則（ふじいけ とものり）弁護士〔執筆担当：第1編 第1章Ⅰ・Ⅱ〕

堀総合法律事務所 藤池室代表パートナー弁護士。日本マルチペイメントネットワーク運営機構法務委員長。日本電子決済推進機構法務委員長。

《主な取扱業務》

金融法務・決済法務を中心に、銀行・証券・信託・資金決済等に関する制度設計、商品・サービスの企画、約款等の策定などを幅広く取り扱う。一般企業法務に加えて事業承継や M&A、コンプライアンス、紛争解決等にも従事。

《主要著書・論稿等》

『スタンダード 営業店の金融法務』（経済法令研究会 共著）、『金融法務入門〔第2版〕』（経済法令研究会 共著）、「金融機関における不祥・不正事件の報告態勢と内部通報制度」（金融法務事情 1771号 共著）、「金融機関における情報管理態勢」（金融法務事情 1774号 共著）、「金融機関における内部監査態勢」（金融法務事情 1792号）等。

【執筆者】

●高木 いづみ（たかぎ いづみ）弁護士〔執筆担当：第1編 第1章Ⅲ〕

堀総合法律事務所 藤池室パートナー弁護士。公認不正検査士、金融内部監査士。

《主な取扱業務》

銀行・証券・信託等に関する新商品の企画、不祥事件対応等の金融法務。株主総会対応等、労務関連、M&A、内部通報制度の構築等のコンプライアンス、紛争対応等の一般企業法務全般。

《主要著書・論稿等》

『新たな信託ソリューションと法務一円滑な M&A・事業承継等のために』（金融財政事情研究会 共著）、『金融機関の法務対策 6500 講』（金融財政事情研究会 共著）、『詳解信託判例—信託実務の観点から』（金融財政事情研究会 共著）、「改正個人情報保護法を踏まえた実務対応について」（季刊信託 274号 共著）、「民法改正『定型約款』と金融実務」（銀行実務 48巻6号）等。

●富松 宏之（とみまつ ひろゆき）弁護士〔執筆担当：第2編 第2章Ⅲ〕

堀総合法律事務所 藤池室パートナー弁護士。弁理士。

《主な取扱業務》

上場企業、ベンチャー企業、大学等の幅広い業種・業態のクライアントに対して、予防法務から紛争処理に至るまで一貫したリーガルサービスを提供する。特に投資・M&A 案件の取扱件数は多く、知的財産法・IT 分野に精通し、国際案件の取扱実績も豊富。一般民事商事訴訟のほか、システム訴訟や国際仲裁にも対応する。

《主要著書・論稿等》

『金融機関の法務対策 6500 講』（金融財政事情研究会 共著）、『スタンダード 営業店の金融法務』（経済法令研究会 共著）、『相続法改正と金融実務 Q&A』（金融財政事情研究会 共著）、『金融機関の個人情報保護ハンドブック』（金融財政事情研究会 共著）、「定型約款の変更」（銀行実務 48巻6号）、「金融機関におけるパーソナルデータ利活用」（FINANCIAL Regulation 2016 冬号 共著）等。

●関口 諒（せきぐち まこと）弁護士〔執筆担当：第1編 第2章〕

堀総合法律事務所 藤池室パートナー弁護士（日本／米国ニューヨーク州）。

《主な取扱業務》

銀行、信託会社、証券会社、資産運用会社、ベンチャーキャピタル、決済事業者等の金融法務を幅広く担

当。金融機関およびフィンテック事業者における新規事業開発時の規制対応を含む法務支援を多く取り扱う。

《主要著書・論稿等》

『金融機関の法務対策 6500 講』（金融財政事情研究会 共著）、『新たな信託ソリューションと法務一円滑な M&A・事業承継等のために』（金融財政事情研究会 共著）、「海外の決済関連サービスの我が国での適応可能性—事業面および法規制面からの検討—」（金融法務事情 2126 号 共著）、「海外の保険テックサービスの我が国での適応可能性—事業面および法規制面からの検討—」（金融法務事情 2127 号 共著）等。

●**松本 亮一**（まつもと りょういち）弁護士〔執筆担当：第 2 編 第 2 章Ⅳ〕

堀総合法律事務所 藤池室ジュニアパートナー弁護士。千葉大学大学院専門法務研究科特任准教授。

《主な取扱業務》

金融法務（銀行法、金商法、信託法、信託業法等）、一般企業法務（個人情報保護法、景表法、取適法等）、訴訟・紛争対応。

《主要著書・論稿等》

『詳解信託判例—信託実務の観点から』（金融財政事情研究会 共著）、『金融機関の法務対策 6500 講』（金融財政事情研究会 共著）等。

●**高橋 遼**（たかはし りょう）弁護士〔執筆担当：第 2 編 第 1 章〕

堀総合法律事務所 藤池室アソシエイト弁護士。

《主な取扱業務》

都市銀行への出向経験を活かし、銀行、信託会社、証券会社、投資運用会社等における金融法務・信託法務を中心に、一般企業法務、M&A、コンプライアンス、紛争解決等の法務支援を多く取り扱う。

《主要著書・論稿等》

『金融機関の法務対策 6500 講』（金融財政事情研究会 共著）、『コンプライアンスのための金融取引ルールブック〈信用金庫版〉第 16 版』（銀行研修社 共著）、「事例に見る リスクのある口座開設・口座管理」（銀行実務 52 巻 10 号 共著）等。

●**太田 将人**（おおた まさと）弁護士〔執筆担当：第 2 編 第 2 章Ⅱ〕

堀総合法律事務所 藤池室アソシエイト弁護士。

《主な取扱業務》

銀行、資金移動業および電子決済等代行業等に関する金融法務ならびにベンチャーキャピタルその他の投資関連法務を中心に、企業法務全般を幅広く取り扱う。

《主要著書・論稿等》

『金融機関の法務対策 6500 講』（金融財政事情研究会 共著）、「外国人名義の預貯金口座と不正対策」（銀行実務 55 巻 3 号 共著）、「事例に見る リスクのある口座開設・口座管理」（銀行実務 52 巻 10 号 共著）等。

●**山田 駿也**（やまだ としや）弁護士〔執筆担当：第 1 編 第 1 章Ⅳ〕

堀総合法律事務所 藤池室アソシエイト弁護士。

《主な取扱業務》

金融法務、一般企業法務を中心に、コンプライアンス、労働法務、不動産、M&A・企業再編、紛争案件等を幅広く取り扱う。

《主要著書・論稿等》

「外国人名義の預貯金口座と不正対策」（銀行実務 55 巻 3 号 共著）等。

●**平松 球生**（ひらまつ きゅうせい）弁護士〔執筆担当：第 2 編 第 2 章Ⅰ〕

堀総合法律事務所 藤池室アソシエイト弁護士。

《主な取扱業務》

一般企業法務を中心に、金融法務、契約法務、紛争対応等に従事。